

# 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

## (令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書の概要)

### 目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の**施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築**を進め、**処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案**等の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず**、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

### 継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。  
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

### 報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位**として、**毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等費用の内訳や、職員配置の状況、職員給与の状況等の詳細を把握できる情報も含む**。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における**調査項目を基礎**としつつ、「**政策検討への活用性の向上**」と「**施設・事業者への業務負担**」の双方に配慮し決定する。
- それぞれの**経営主体で採用されている会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

### 公表の方法

- **詳細な経営情報**については、**個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表**する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。